

本庄税務署からスマホ申告相談会の開催についてのお知らせ

本庄税務署では、混雑する確定申告会場に出向くことなく申告手を済ませることができる、マイナンバーカードを利用したe-Tax(電子申告)を推進しております。

この度、令和6年分の所得税の確定申告について、スマホを利用したe-Tax送信を行っていただけるよう、「スマホ申告相談会」を開催いたします。

事前予約制となりますので、相談をご希望されるかたは、本庄税務署個人課税部門までご連絡ください。

<p>【対象者】 本庄市・美里町・神川町・上里町にお住まいのかた</p> <p>【日時・場所】 ①2月5日(水) 午前9時30分～午後4時 会場：本庄市役所 5階 502会議室 所在地：本庄市本庄3-5-3 ②2月6日(木) 午前9時30分～午後4時 会場：本庄市児玉文化会館 大会議室 所在地：本庄市児玉町金屋728-2</p> <p>【持ち物】 ・スマートフォン ・マイナンバーカード(暗証番号含む) ・収入金額がわかる書類(給与・年金の源泉徴収票など) ・控除金額がわかる書類(保険料控除証明書など)</p>	<p>【主な相談内容】 ①スマホおよびマイナンバーカードを使って、e-Taxで申告する方法 ②マイナポータルとの連携方法 ※給与の年末調整が済んでいないかた、年金の申告をするかた、医療費やふるさと納税などの控除を受けるかたは、相談会に是非ご参加ください。 ※確定申告に必要な書類が揃っているかたは、当日に申告書の提出まで完了します。</p>
--	--

問合せ＝本庄税務署 個人課税部門 ☎22-2114

令和6年分所得税確定申告 税理士による無料税務相談をご利用ください

各税理士事務所において、原則**対面式**による申告相談および申告書の作成を無料で行います。事前に電話連絡のうえご利用ください。

■対象者 年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をするかた、または年金受給者で確定申告が必要なかた

■無料税務相談の日程 2月1日(土)～15日(土)(日曜・祝日を除く) 午前9時30分～午後4時

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(土)	池田 敦司	☎71-7901	本庄市西富田
	柴崎 厚	☎22-0606	本庄市栄
	根岸 精一	☎21-2235	本庄市五十子
2月3日(月)	青木 貴子	☎22-3491	本庄市南
	岩堀 薫	☎21-1678	本庄市朝日町
2月4日(火)	小池 裕太	☎22-3074	本庄市本庄
	松木 正則	☎34-0307	上里町七本木
2月5日(水)	真々田 豊	☎71-4529	本庄市東台
	有村 義広	☎25-7988	本庄市朝日町
	木村 睦子	☎23-1120	本庄市けや木
2月6日(木)	黒澤 祥一	☎33-1414	上里町七本木
	入 敏明	☎71-4005	本庄市早稲田の杜
2月7日(金)	塚本 富雄	☎76-0684	美里町下児玉
	目時 悟	☎33-8859	上里町金久保
2月8日(土)	嶋田 宏生	☎37-4155	本庄市早稲田の杜
	小暮 眞一郎	☎33-2141	上里町勅使河原
	多賀谷 実	☎21-7871	本庄市見福

日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月8日(土)	松本 和弘	☎33-0315	上里町三町
	松本 純一	☎33-0315	上里町三町
	三澤 力男	☎25-7988	本庄市朝日町
2月10日(月)	打越 祐次	☎21-2800	本庄市朝日町
	田中 圭二	☎22-3733	本庄市栗崎
2月12日(水)	三沢 俊之	☎21-2800	本庄市朝日町
	菅野 幸夫	☎24-3602	本庄市若泉
2月13日(木)	宮田 昌代	☎33-2764	上里町七本木
	山下 政信	☎72-1317	児玉町吉田林
2月14日(金)	田村 修	☎24-5533	本庄市本庄
	塚本 雅俊	☎71-4910	上里町七本木
	藤井 桂一	☎21-3625	本庄市見福
2月15日(土)	須永 秀和	☎22-4867	本庄市前原
	田村 幸一	☎71-7808	本庄市下野堂
2月16日(日)	持田 修	☎71-5127	本庄市本庄
	小川 輝	☎21-0888	本庄市牧西
2月17日(月)	澤野 裕子	☎23-0579	本庄市前原

問合せ＝関東信越税理士会本庄支部 ☎35-1128

確定申告、町・県民税(住民税)申告の準備をお願いします

2月17日(月)から3月17日(月)まで(土日・祝日は除く)、

所得税の確定申告および町・県民税(住民税)申告の相談を行います。

相談会場・日時

■会場

防災倉庫 会議室(役場庁舎北側)

■相談時間

午前9時～正午、午後1時15分～4時
※会場内の混雑緩和のため、時間枠を指定した整理券の配布を行います。

■事前予約

3月4日(火)・5日(水)は予約者を対象とした申告日となります。事前に時間枠を電話予約のうえご来場をお願いします。
※2月3日(月)より予約開始

【基本的な感染防止対策のお願い】

- ◎発熱などの症状が出ているかたは、ご来場をお控えください。
- ◎必要に応じマスクの着用や咳エチケットの実施をお願いします。

■申告相談日程

2月の申告相談日と対象行政区

17日(月)	湯析・野中
18日(火)	大仏
19日(水)	白石・円良田
20日(木)	小栗・湯本
21日(金)	猪俣
25日(火)	古郡
26日(水)	甘粕
27日(木)	木部・中里
28日(金)	広木

3月の申告相談日と対象行政区

3日(月)	駒衣
4日(火)	事前予約者
5日(水)	事前予約者
6日(木)	小茂田
7日(金)	南阿那志・小茂田
10日(月)	下児玉
11日(火)	北十条・南十条
12日(水)	沼上
13日(木)	北阿那志
14日(金)	関
17日(月)	根木・関

※指定日に都合の悪いかたは、指定日以外でも申告を受け付けます。

会場では、職員が対面で相談を受け、申告書を作成します。待ち時間短縮のため、あらかじめ以下の書類の準備をお願いします。

マイナンバーが確認できるもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード

所得のわかる書類(例)

- ・給与所得の源泉徴収票(2か所以上に勤務されているかたはすべての源泉徴収票)
- ・公的年金等の源泉徴収票(1月下旬頃までに年金の支払者から送付されます)
- ・個人年金の支払証明書
- ・シルバー人材センターの配分金支払証明書
- ・生命保険の満期保険金支払明細書

収支内訳書

- ・事業所得(営業、農業)、不動産所得のあるかたは「収支内訳書」の作成が必要

医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」または「医療費控除の明細書」

- ・医療費のお知らせに載っていない医療費は、医療費控除明細書の作成が必要
- ※医療費控除の明細書の様式は、町ホームページからダウンロードできます。

控除の証明となる書類

- ・寄附金(ふるさと納税、義援金など)の受領証明書
- ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ・社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を現金や口座振替で納付したかたは、「保険料(税)の納付済額のお知らせ(ハガキ)」を1月下旬に発送します。

公的年金等の受給者のかたへ

- ◆公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は不要ですが、町・県民税(住民税)の申告は必要です。
- ◆公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除の他に追加する控除のあるかたは、確定申告または町・県民税(住民税)申告により、所得税が還付されたり、来年度の町・県民税(住民税)が減額される場合があります。

予約・問合せ＝税務課 住民税係 ☎76-5131